

社団法人 西工業会青年部会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人西工業会青年部会と称し、事務局を社団法人西工業会に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の融和親睦をはかり、企業に関する知識と教養を高め、かつ、会員の福利・厚生を増進し、もって将来事業経営における幹部としての使命遂行に寄与することを目的とする。

第 章 会 員

(資 格)

第 3 条 本会の会員は、社団法人西工業会の会員事業所に在籍するものにして、将来事業所における幹部とならんとする者、及び第 2 条の目的に賛同する者で本会員の推薦にあるものに限る。

なお、本会員は、正会員と賛助会員で構成するものとする。

正会員は満 5 5 歳までとする。

賛助会員は満 5 5 歳を過ぎた者が資格を得るものとする。

(会 費)

第 4 条 本会の会員は、本会の会議において、定めるところの会費を納入しなければならない。

ただし、2 期を超えて未納の場合、本人の意思確認のうえ脱会とする。

(消 滅)

第 5 条 会員の資格は以下の理由によって消滅する。

脱 退

死 亡

当該事業所を退職したとき

その他本会の名誉を著しく損じたとき

(脱 退)

第 6 条 会員が本会を脱退しようとするときは、書面等により届け出なければならない。

但し、すでに納付済の会費などは返戻しない。

第 3 章 役員

(構成)

第 7 条 本会には次の役員を置くことができる。

会 長	1 名
副 会 長	2 名以上 5 名以内
監 事	2 名以上 5 名以内
会計監査	2 名

(任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とし、但し再任は妨げない。

(選出)

第 9 条 役員は会員の互選により、総会の決議において選出される。

(職務)

第 10 条

- 1、会長は本会を代表して会務を総理する。
- 2、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。副会長は、会長の指名により、それぞれ一名づつにて、会計・企画・総務を担当させる。
- 3、事務局長は、本会の運営について、会長・副会長・その他役員と協議し、会務を執行する。
- 4、専門部長は、本会の会議において定めるところの部門を担当し、その業務を遂行する。

(顧問)

第 11 条 本会に会員の承認を得たうえ、顧問及び、相談役若干名を置くことができる。

第 4 章 会議

(機能)

第 12 条 本会の会議は次のとおりとする。

総 会 役員会 例会 その他必要な会議

本会の会議は、会員の 3 分の 1 以上の申し出がある場合、定めたる場合以外においても、会長はこれを開催すべきものとする。

(議長)

第 13 条 本会の会議の議長は、会長がこれにあたるものとする。

(議決)

第 14 条 本会の会議の議決は、過半数の出席下においてのみ有効とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 5 章 会 計

(期 間)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終了する。

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金・その他をもって充足する。

(徴 収)

第 17 条 本会の経費の分担については、別に定めるものとする。

また、その徴収については、その事務を社団法人西工業会に委嘱することができる。

第 6 章 附 則

(施 行)

第 18 条 この会則は、昭和49年2月10日より施行する。

この会則は、平成5年6月14日より施行する。

この会則は、平成10年5月23日より施行する。

この会則は、平成15年5月22日より施行する。

この会則は、平成17年5月21日より施行する。

この会則は、平成19年5月26日より施行する。

この会則は、平成22年5月14日より施行する。

(細 則)

第 19 条 この会則施行に要する細則は別にこれを定める。

慶弔規定

(細則の1) 「会員慶弔規定」

- 第 1 条 本会会員相互間及び友好関係機関、関係者等への慶弔の事項に関しては以下に定める。
- 第 2 条 1 第1条の慶弔の事項は、会員本人の結婚及び本人と配偶者間に出生する子女等への祝い、及び前項の者の弔事に対して本会会計予算の中からこれを支出する。
2 前項のうち、弔事に関しては会員の両親および同居の親族に限り準用する。
- 第 3 条 友好関係機関、関係者等とは、社団法人西工業会役員及び職員並びに大阪市工業会連合会関係の役員及び職員等である。
- 第 4 条 その支出する金額は、本会役員会で決定する。
- 第 5 条 本規定は昭和57年4月1日より施行し、改廃については総会の議決を必要とする。